圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを十パーセント以上配合したものに限る。）	実配合率を下回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。	
うに加工品		
塩うに含有率	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四のうに加工品の名称の項に定める名称の用語を表示する。	
うにあえもの		
塩うに含有率	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四のうにあえものの名称の項に定める名称の用語を表示する。	
ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）		
ロットが特定できるもの	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいずれかを表示する。	
原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名で表示するとともに「標準和名」の文字を表示する。 一　とらふぐ 二　からす 三　まふぐ 四　しまふぐ 五　しょうさいふぐ 六　なしふぐ 七　こもんふぐ 八　ひがんふぐ 九　くさふぐ 十　ごまふぐ 十一　あかめふぐ 十二　むしふぐ 十三　めふぐ 十四　しろさばふぐ 十五　くろさばふぐ 十六　かなふぐ 十七　よりとふぐ 十八　くまさかふぐ 十九　ほしふぐ 二十　さざなみふぐ 二十一　もようふぐ 二十二　しろあみふぐ 二十三　いしがきふぐ 二十四　はりせんぼん 二十五　ひとづらはりせんぼん 二十六　ねずみふぐ 二十七　はこふぐ 二十八　さんさいふぐ	

漁獲水域名（原料ふぐの種類が「しまふぐ」、「橘湾」、「香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたもの」に限る。）の精巣を原材料とするもの（有明海、橘湾及び長崎県で漁獲されたものに限る。）	漁獲水域名を表示する。	
生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）	生食用のものにあっては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあっては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。	
生食用である旨（切り身にしたふぐであって生食用のもの（調味したものであって、凍結させたものを除く。）に限る。）	「生食用」の文字等生食用である旨を示す文字を表示する。	
塩蔵わかめ		
食塩含有率（四十パーセントを超える場合に限る。）	実含有率を下回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。	
使用方法	「塩抜きして使用すること」等と表示する。	
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四の塩蔵わかめの名称の項に定める名称の用語を表示する。	
鯨肉製品		
気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又は同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。	
食酢		
酸度	パーセントの単位で、小数第一位までの数値を単位を明記して表示する。	
醸造酢の混合割合（醸造酢を混合した合成酢に限る。）	醸造酢の混合割合（製品の総酸量に対する混合された醸造酢の酸量の百分比をいう。以下同じ。）を、実混合割合を上回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して表示する。ただし、実混合割合が十パーセント未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して表示する。	